

## 子宮がん検診精密検査医療機関登録の要件

## 1 設備等 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) コルポスコープを整備し、細胞診及び組織診による確定診断ができること。但し、判定は、実施可能な他の医療・検査機関への委託も可能とする。

## 2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) 精密検査を実施する医師は、専門性を有すること。また、検査後の出血等に適切な対応ができる医師であること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を実施する医師は、日本婦人科腫瘍学会の専門医であることが望ましいが、日本産科婦人科学会専門医であることは必須とする。
- (4) 産婦人科専攻医は日本産科婦人科学会指導医の指導のもとに実施する。

## 3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に子宮がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県子宮がん委員会が指定する研修会 (e-learning も含む) については、2年に1回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。また、県子宮がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに2年に1回以上出席することでも要件を満たすこととする。

- (ア) 日本婦人科がん検診学会
- (イ) 日本婦人科腫瘍学会
- (ウ) 日本産科婦人科学会
- (エ) 日本臨床細胞学会

- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等 (コピーで可) を提出すること。

## 4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、結果を速やかに報告すること。
- (2) 発見子宮がんに関して、県子宮がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
- (3) 精検症例を県子宮がん委員会等に提出して討議できること。